**平成２３年（フ）第８９１号**
大阪府藤井寺市道明寺１丁目９番13号、前住所大阪府藤井寺市沢田３丁目６番39号
破産者　田内　浩量
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１３２７号**
堺市中区土師町５丁９番26号
破産者　荒内　　充
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６０３号**
神戸市中央区二宮町２丁目10番３号
破産者　吉田　節子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３９８号**
兵庫県西宮市瓦林町12―23レジデンスヒル102号、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町葛城台５丁目８番９号
破産者　長野　正晴
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８２５号**
兵庫県西宮市中殿町４番28号、前住所神戸市兵庫区湊町１丁目３番６―701号
破産者　檜原　直通
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第９２１号**
兵庫県西宮市越水町８番20号
破産者　南里　武久
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第９３６号**
兵庫県西宮市神原15番51号
破産者　内海　　保
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１４６号**
熊本市尾ノ上４丁目11番131号
破産者　井手　浩文
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２０年（フ）第１６７号**
青森県三沢市日の出２丁目94番地362号コーポこばし１号室、住民票上の住所青森県三沢市新町４丁目31番地2621号
破産者　種市　義美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（フ）第２７５９号**
横浜市鶴見区平安町１丁目77番地　エスケイビル３Ｆ
破産者　堀口　公弘
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１１号**
静岡県三島市南二日町25番12号　ブンカビジネスビル501、前住所静岡県沼津市西熊堂598番地の７
破産者　鈴木　裕美
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第２９６号**
和歌山市内原935番地の23
破産者　川村　政一
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５０３号**
和歌山県海南市岡田278番地６
破産者　お弁当のどんちゃんこと　山下　郁生
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第５１３号**
和歌山市嘉家作丁40　阿部きよ子宅、住民票上の住所和歌山県紀の川市北志野37番地
破産者　木村　寿克
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（フ）第２７７号**
長崎県長崎市三重町232番地１
破産者　中野　保子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４８３号**
長崎県長崎市西北町４番41―607号
破産者　大場ひろみ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
長崎県南島原市加津佐町丙152番地３
破産者　森下　政子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２３年（フ）第６５２号**
熊本市画図町大字重富354番地２
破産者　小山　俊輝
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第８６号**
熊本県八代市上日置町2148番地
破産者　細野　慶二
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２３年（フ）第２８４号**
宮崎市田野町甲6004番地
破産者　長崎　　誠（旧姓村上）
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係